

標津町いじめ防止基本方針

令和3年3月

標津町教育委員会

はじめに

未来を担う児童生徒たちが、希望を持ち成長していくためには、心身ともに健やかに生活できる環境が何よりも大切です。

いじめは、重大な人権侵害であって、児童生徒の心と体に重大な影響を与え、時には生命にも危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

そして、いじめはすべての児童生徒に関する問題であり、いじめはどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、国においては「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定され、また、北海道においても「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき「北海道いじめ防止基本方針」が策定されています。

標津町では、その内容をふまえ、いじめを絶対に許さないという強い意志をもち、学校、家庭、地域、町と関係機関のすべてが連携して、いじめ防止に対する取り組みを推進するため、「標津町いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、かけがえのない存在である児童生徒一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめ防止等に関する理念、いじめの定義や内容など、いじめについて理解し、共通の認識をもち、そのうえで向かうべき基本的な方向性を定めます。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒の問題です。

いじめを受けたことがある児童生徒が、いじめをする側に回ることもあります。

すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されないこと」という認識をもち、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努めます。

また、いじめが発生した場合、学校や家庭、関係機関と関係者が連携し、いじめの早期の解決を目指していくこととします。

(2) いじめの定義

法及び道条例では「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

この中の「一定の人的関係」については、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や町の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指すものとします。

この定義の解釈上重要なこととして、次のことが挙げられます。

- ① いじめかどうかの判断に当たっては、いじめられた児童生徒の立場に立ち、その気持ちを重視すること。
- ② いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することも考えられることから、その言葉だけを表面的、形式的に判断するのではなく、その児童生徒の態度や周辺の状況をふまえて判断すること。
- ③ インターネットなどで本人が気付かない誹謗中傷など、本人が苦痛を感じていない場合にあっても、その行為をいじめと同様に対処すること。
- ④ 好意から行った行為が、相手の児童生徒に結果として苦痛を感じさせてしまった場合は、悪意がなかったことをふまえて対応すること。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。
- ⑥ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受

けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることをふまえ対応すること。

- ⑦ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、発達障がいを含む障がいのある児童生徒や、性同一性障害等の児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

(3) いじめの内容

いじめの内容には、次のようなものがあります。

- ① 無視 … 話しかけない、返事をしないなど
- ② 仲間はずれ … 集団に入れない、そばに近寄らせない、一緒に行動させないなど
- ③ 嫌がらせ … 冷やかす、からかう、嫌がる言葉を浴びせる、悪口を言ったり悪いわざを流したりするなど
- ④ 脅しや強要 … 脅し文句を言う、使い走りをさせる、恥ずかしいことや嫌なことをさせる、犯罪行為をさせるなど
- ⑤ 身体への攻撃 … 段る、叩く、蹴る、水をかけるなど
- ⑥ 金品に損害 … 金品をたかる、盗む、壊す、隠す、捨てるなど

なお、パソコンや携帯電話などによるものについても、手段が変わっただけであって、上記と同様にいじめの中に含めます。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するべきことや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮したうえで早期に警察に相談・通報して対応します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

【いじめの犯罪的要素】

いじめについては、刑法上犯罪となるものもあります。

犯罪となる例	犯罪の名称
殴る蹴るなどで死亡してしまった場合	傷害致死罪
「飛び降りろ」など自殺を促す	自殺教唆罪
殴る、蹴る、倒す、縛る、タバコの火を体に押し付ける	暴行罪・傷害罪
言葉や態度で脅す	脅迫罪
いじめられている者同士をけんかさせる	強要罪
暴行や脅迫による金銭、物品の強奪	恐喝罪・強盗罪
着衣をはく奪する、脱衣を強要していたずらする	強制わいせつ罪
相手のことを公然とばかにする、ひどい悪口をいいふらす	名誉棄損罪・侮辱罪
持ち物を捨てる、隠す、壊す、落書きする	器物破損剤
持ち物を盗む	窃盗罪
万引きやその他の犯罪行為をけしかける	犯罪の教唆

(4) いじめの要因

いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうるもので、いじわるなどの暴力以外のいじめでは、いじめを受ける側といじめをする側が入れ替わることもしばしばあります。

また、いじめには、加害と被害といった関係のほかに、はやしたてたり面白がったりする「観衆」が存在するほか、まわりで暗黙の了解を与えていたる「傍観者」がいて、これらの存在がいじめを助長しているものと考えられます。

いじめを受けている児童生徒を守るためにには、このような「観衆」や「傍観者」をなくすことが必要です。

好意から行った行為が結果としていじめになってしまった場合は別として、いじめる側には意志があり、多くの場合動機があります。

例えば、

- ・憎しみや怒りからのいじめ
- ・うっくん晴らし、楽しみのためのいじめ
- ・他人の弱みや外見などの異質な部分をとりあげるいじめ

などがありますが、他人の弱みを笑い物にするテレビ番組などの風潮を反映している部分があるほか、いじめる側の背景には様々なストレスが存在していると言われており、

動機を把握する場合にはこれらのことについて留意する必要があります。

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめはどの児童生徒にも起こりうることをふまえ、すべての児童生徒を対象にした取り組みが必要となります。

いじめは人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」という意識をもち、いじめを生まない社会づくりを進めることができます。

そのためには、自分の存在と他人の存在を認め合い、男女の差や障がいなどについて正しく理解してお互いを尊重し合う気持ちや、思いやりの心を持てるように、学校だけではなく、地域や家庭でも取り組みを進めていく必要があります。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感を生活の中で得られるような取り組みが必要です。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされることが必要となります。

ただし、必要に応じて被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んで少なくとも3か月を目安とします）

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策組織」等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の時間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとなります。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があります。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」

を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断します。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合十分にあり得ることをふまえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していきます。

2 いじめ防止等のための町及び町教育委員会の役割と対策

地域をあげていじめ防止対策を推進するためには、町及び町教育委員会、学校及び教職員、保護者並びに地域住民が、まず自分たちがどのような役割を担うべきかを認識し、そして、そのうえでお互いに連携、協力する取り組みが必要です。

法や道条例、国や北海道の基本方針等にも市町村が実施すべき方向性が示されていますが、ここではまず町及び町教育委員会が果たすべき役割と実施すべき取り組みを定めます。

(1) いじめ防止のための基本方針策定と推進

町をあげていじめ防止に取り組むためには、町としての総合的な方針や対策等を定めることが必要となります。

町では、国が定める「いじめ防止等のための基本的な方針」及び北海道が定める「いじめ防止基本方針」を参考に、「標津町いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止の取り組みを実施することとします。

必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、北海道からの情報提供、指導、助言を得ながら進めます。

(2) いじめ防止のための会議、組織等の設置

法の趣旨をふまえ、町において、次のような会議、組織を設置していくこととします。

① 学校、地域、家庭、関係機関との連携体制の構築

いじめ防止対策の取り組みにあたっては、それぞれの関係する機関や団体が協力、連携できるように体制づくりをしておくことが必要です。そのためには、それぞれの団体の役割を理解し、連絡先や窓口を確認する場を持つことが必要です。

法第14条第1項においては、地方公共団体は「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましいとしており、町においても関係する機関等が連携体制を図るため、「標津町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

② いじめ防止対策について検討する教育委員会附属機関の設置

法第14条第3項においては、いじめ防止に関する対策を町教育委員会が実施していくにあたり、学校、人権、心理、福祉など様々な角度からその施策について検討し、その対策を実効的なものにするため、附属機関の設置が望ましいとしており、「標津町いじめ等問題対策委員会」を設置し、いじめ防止対策について検討します。

(3) 町及び町教育委員会が実施する対策

町及び町教育委員会は、法の趣旨をふまえ、いじめのない、児童生徒が安心して暮ら

せる環境づくりを進めるため、いじめ防止のための啓発や、相談窓口の整備等を行うほか、関係機関との連携を進めています。

また、学校に対して効果的ないじめ防止等の対策を実施するように促し、また、それらの対策の実施についての支援を行います。

① いじめの未然防止

実際に発生したいじめに適切に対応していくことも必要ですが、まず、いじめ自体が起きないようにしていくことが重要です。次のような取り組みを進め、いじめの未然防止に努めます。

ア 学校におけるいじめ防止に向けた道徳教育や体験活動の充実

すべての学校において、児童生徒が豊かな心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめ防止に資するということをふまえ、道徳教育の充実や、あらゆる教育活動を通じて様々な体験活動を充実するよう努めます。

イ いじめ防止のための児童生徒の人権についての啓発

自分の権利と他人の権利を尊重することについて、児童生徒自身の理解を深め、人権尊重の意識向上がいじめ防止に重要であることから、広く児童生徒に対する人権についての啓発を進めます。

また、人権擁護委員との連携や下記に記述する児童生徒への正しい理解について、学校においても人権教育を進めます。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る悩みを持つ児童生徒
- ・その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

ウ 児童生徒の自主活動の支援

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、主体的に行ういじめ防止に関する取り組みや、いじめに関連する会議などを実施することで、いじめ防止に関する意識の向上を見込めるところから、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動の実施と支援に努めます。

エ 保護者への啓発、教職員の研修

いじめは決して許されないという意識の醸成のためには、保護者の意識向上と、家庭での教育が重要であることから、その重要性についての啓発に努めます。

また、幼児期から発達段階に応じ相手を尊重する心を育む取り組みを進めるとともに、幼児や保護者に対しての啓発に努めます。

教職員のいじめに対する対応力の向上のため、校外研修への参加や、校内組織を活用した研修を促進します。

② いじめの早期発見

発声したいじめについては、より重大化、深刻化する前に発見し、対処することが肝要です。次のような取り組みを進め、早期の発見と対応に努めます。

ア 児童生徒に対するいじめの調査

児童生徒に対し、現在いじめられているか、どんな内容か、などの調査を実施し、いじめがあると判明した場合に速やかに解消するように対処します。

イ 児童生徒や保護者からのいじめ相談等に関する体制整備

いじめを受けた児童生徒が頼ることができる相談電話などの窓口を設置するとともに、必要な時にすぐ活用できるよう、他の機関も含め、その周知に努めます。特に児童生徒については、いじめ相談カードの配布などの周知の取り組みを進めます。

ウ 心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者の配置

児童生徒や保護者が相談できる専門的な知識を有するスクールカウンセラーを配置し、活用を促進するよう努めます。

③ 関係機関との連携等

関係機関や地域の関係者と連携して、児童生徒のいじめに関する情報の交換や連絡、相談体制を構築するよう努めます。

- ・児童生徒の生命、身体、財産に危害が及ぶ恐れがある場合や犯罪行為として取り扱われるべきいじめがあった場合など、必要に応じて警察に対し協力要請を行うほか、同様の事案で警察が得た情報の提供を受けるなど、連携して対処します。
- ・地域の大人が児童生徒を見守っていく体制を作るため、「健全な青少年を育てる標準町民の会」を支援し、町内会等が学校とともに児童生徒の健全育成に関わり、また、情報交換等ができるような体制作りに努めていきます。
- ・地域の児童生徒が元気に安心して暮らせるよう活動する地域の民生委員児童委員等と連携し、児童生徒に関する情報交換のほか、町教育委員会のいじめに対する対策の検討などについても参画を求めるなど、連携を進めていきます。

④ いじめ防止等のための人材の確保

いじめ防止のため、教育相談を行う専門的知識を有する者やスクールソーシャルワーカー等を必要に応じて学校に派遣します。また、学校のいじめ対策組織、会議等において、専門的な助言者などを外部委員として確保するための支援に努めます。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上で行われるいじめを防止し、効果的に対処するため、次のような取り組みを実施します。

- ・各学校においてネットパトロールを実施していくこととし、誹謗中傷や不適切な書き込みがないかどうか、見守り活動を進めます。
- ・日常的に問われるモラルを養うことと同様に、ネット上でも他人を尊重し、温かい心で接することができるよう、児童生徒への情報モラル教育の推進を図ります。また、児童生徒のインターネット上の行動に関しては、家庭での教育、取り組みも非常に重要であることから、保護者への啓発に努めます。

⑥ いじめ防止のための調査の実施

学校におけるいじめの把握と、その解決に向けた取り組みの状況について調査を実施します。

また、取り組み状況については、学校で組織的に対応しているかなどの状況について確認し、必要に応じて指導を行います。

⑦ 町教育委員会による支援等

いじめが発見された場合、学校に対して町教育委員会から必要に応じて次のような調査、支援を行います。

- ・法第 23 条の規定により、町教育委員会が学校から報告を受けた場合は、その学校に対して相談員の派遣などの支援を行うとともに、必要に応じて町教育委員会が直接調査を実施します。
- ・いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して学校に通えるよう、やむを得ないと判断される場合には、学校教育法第 35 条第 1 項の規定により、いじめを行った児童生徒の出席停止の措置をすることとします。

⑧ 学校相互の連携協力体制の整備

スポーツ少年団や学習塾など、複数の学校の児童生徒を含む団体では、同じ学校に在籍しない児童生徒間でのいじめ問題が起こります。このようなことから、次のような取り組みを推進します。

- ・生徒指導連絡協議会などで指導担当教員間での情報共有を促進するほか、学校間でも適切な指導ができるよう、必要に応じて複数の学校間で、いじめ防止等の対策組織の連絡会議を開催することとします。
 - ・道条例第 27 条第 2 項では、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒のうち、指導上配慮を要する者が進級または進学する際には、個人情報の取扱いに注意しつつ、いじめ等に関する情報が適切に引き継がれるよう、学校相互間の体制を整備することとしています。
- 当町においても、学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう指導します。

⑨ 学校評価等に関する留意事項

学校は、いじめの実態把握やその対応が適切に行われているかについて評価を行い、町教育委員は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけさせます。

評価についての改善や取り組み等について組織的に支援します。

3 いじめ防止等のための学校と教職員の役割と対策

学校は、児童生徒がお互いに認め合い、安心して学ぶことができる、いじめのない学校づくりを進めるとともに、いじめが発生した場合には、校長、教頭の指揮のもと、教職員が一致協力して組織的に対応に当たることとします。

ここでは、学校と教職員の役割と対策の方針について定めます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条において、学校は国または地方公共団体が定める基本方針を参照し、「学校いじめ基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定めることとなっており、その中で学校としてどのようにいじめ防止等の対策を行うかを規定し、これに基づき取り組みを進めることとなります。

① 町の学校基本方針に定める内容

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのため、年間を通していじめの防止に関する様々な取り組みが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることが必要です。

- ・学校いじめ防止プログラムの策定 … いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について、体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針やその具体的な指導内容のプログラム化
- ・早期発見・いじめ事案への対処マニュアルの策定 … アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方等
- ・加害者児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針

などを盛り込むこととし、あわせて、いじめ防止等のための取り組みに係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価するとともに、具体的な取り組み方法等についても定めることとします。

なお、学校で以前から取り組んでいる独自のいじめ防止の取り組みや、学校の特色を活かしたいじめ防止に資する取り組みについても盛り込みます。

② 学校基本方針の公開と見直しにあたっての留意事項

学校基本方針は、保護者や地域の理解を得るために、学校のホームページやその他の方法で誰もが容易に確認できるようにするとともに、その内容を入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等に説明することとします。

また、児童生徒のいじめ防止に対する意識向上のひとつの手段として、学校の方針の概略を児童生徒にも説明し、方針の見直しの際などには、保護者や地域、児童生徒からの意見を求め、それらの意見を聴取したうえで見直しすることとします。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

法第22用の規程により、学校にはいじめ防止等の対策のための組織を設置することが義務となりました。この組織は、いじめの防止、早期発見とその対処等を組織的に行うものです。

この組織の名称を以下「いじめ対策委員会」とし、構成、役割について定めます。

① いじめ対策委員会の構成

いじめ対策委員会は、管理職や生徒指導主事、学年主任、養護教諭などで構成することとし、学校の実情に応じて関係する教員や、必要に応じて専門知識のある外部の者を参加させることも考えられます。

なお、委員会には、法律の定めにもあるように、「複数の教職員と心理、福祉の専門知識を有する者、その他の関係者で構成する」こととなっており、学校に配置されるスクールカウンセラーなども状況に応じて参加させることによって、より効果的な対応や情報の共有などができるものと考えます。

② いじめ対策委員会の役割

いじめ対策委員会は、学校基本方針に基づくいじめ防止の取り組みの実施やいじめへの対応・検証などを行います。

あわせて、学校基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているか点検、検証、見直しを行います。(PDCAの実行を含む)特にいじめやその疑いがある事案が生じた場合には、いじめがあるとの認識のもとで早急に対応することとします。

また、相談の窓口としても大事にすることとします。

そして、いじめ対策委員会の中で情報が集約、共有され、どのような体制でどのように指導するかなどの対応を決定し、その対応も複数の教職員で支援するなど、組織として一貫した対応を行うこととします。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する対応等

いじめを防止するうえで最も大切なのは「いじめを生まない」という未然防止の取り組みです。

多くの児童生徒がいじめを受ける側になり、またいじめを行う側にもなっているという事実を基本に、学校は「どの児童生徒にも、どの学校でもいじめは起こりうる」という危機感をもって様々な取り組みを進めることとし、いじめの未然防止に重点をおきながら、発生するいじめに対しては可能な限り早期発見をすることが大切です。

いじめやその疑いのある情報を確認した場合には、学校基本方針や早期発見・いじめ事案への対処マニュアル(いじめ危機管理マニュアル)に基づき、情報共有のための手順や内容を定めたチェックリスト等を作成し、情報の共有を全教職員で行い、その対処にあたることとします。

① いじめの未然防止

いじめの要因として、児童生徒が家庭や学校で受ける、様々なストレスの存在があげられています。学校や学級が児童生徒にとって安心して過ごせる、自己有用感や充実感を得られる、自分の落ち着ける居場所となることが、それぞれの児童生徒が抱えるストレスを緩和し、いじめを防止すると考えられます。

未然防止のために、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業づくりや集団作りが大切であり、次のような取り組みを進めていきます。

ア 「いじめは絶対に許されない」ことについて理解を促す教育、指導の推進

道徳の時間やその他の指導機会を捉え、いじめが絶対に許されないこと、さらにはいじめが行われた時に見て見ぬふりをしてはいけないことなどについて、理解を深めるよう指導します。

イ 児童生徒自らが取り組む活動への支援

児童生徒が自主的に取り組む児童会や生徒会活動、学級活動において、いじめの根絶等の取り組みについて支援するとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。

また、学校外で行われる児童生徒を対象とした事業等への参加を促進します。

ウ 人権教育の充実

すべての人が人間として大切に扱わなければならないということを理解し、そこから他人を大切にする、尊重することなどを学ぶことで、いじめが絶対に許されないとということを理解させる指導を行います。

エ 社会性や豊かな心を養う体験活動の推進

地域の様々な体験活動などに参加し、社会性を養い、人とのつながりをもち、自己有用感や豊かな心を養うことで、いじめの防止につなげていきます。

オ 学校内外での教職員等の研修

教職員の言動や、取り組みのあり方が児童生徒に大きな影響を与えることから、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーなどを活用した研修や、いじめを止まないためにどのような取り組みが必要かについて、学校内で研修を実施していくほか、学校外の研修にも参加していくこととします。

カ インターネット上のマナーなどの指導や啓発

インターネット上の行為がいじめの被害者にとどまらず、学校や家庭・地域社会に多大な被害や深刻な影響を及ぼすことがあり、刑法上の名誉棄損罪侮辱罪、民事上の

損害賠償請求の対象となることがあります。

インターネットでのいじめやトラブルの未然防止のため、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォン正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進とともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくよう努めることとします。

② いじめの早期発見

いじめは目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装ったりして行われることが多いのが実情です。

児童生徒のささいな変化やアンケート等により初めて事実に気付いたらそれを軽視することなく、いじめではないかとの疑いをもって関わり、他の教職員と情報を共有しながら、積極的に発見できるよう努めることとし、そのうえで次のような取り組みを進めていくこととします。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらず良好なかんけいに修復できた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応をします。

ただし、このような場合であっても法が定義するいじめに該当することから、いじめ対策委員会への情報共有は必要とします。

- ・年間複数回の定期的なアンケート調査を行うほか、必要に応じて随時調査を実施し、いじめの早期発見に努めることとします。

- ・児童生徒と普段から関りをもち、状況を把握するとともに信頼関係を構築していくため、定期的に教育相談を実施することとし、必要に応じて随時の相談を実施することとします。

- ・インターネットでの誹謗中傷や不適切な書き込みについて、早期に発見して対処するため、各学校のすべての教職員が関わって、自校の児童生徒に関わるネットパトロールを実施します。

- ・児童生徒が自らSOSを発信することや、情報を伝えることは当該児童生徒にとって大変な勇気を要することであることを十分理解する必要があります。

児童生徒や保護者が必要な時にいつでも相談できるような体制を整え、また、地域住民からも情報提供を受けられるよう、学校だよりの閲覧や学校のホームページなどで周知に努めます。

③ いじめに対する対応

いじめへの対応にあたっては、いじめを受けた児童生徒の側に立ち、その児童生徒を守るために配慮を確実に行うほか、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上、人格の成長に主眼を置きながらも、毅然とした態度で指導することとし、組織としての対応を進めていくこととします。

いじめを発見し、通報を受けた場合には、担任などがひとりで対処するのではなく、

速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、そのうえで同委員会が中心となって他の業務に優先して、関係する児童生徒から聞き取りをするなど情報を収集し、いじめの事実確認を行うなど、組織的に一貫した対応をとることにします。

4 いじめ防止等のための保護者と地域の役割

いじめ防止等の取り組みには、町、町教育委員会及び学校だけではなく、保護者が非常に重要な役割を担うこととなるほか、地域に住む町民に望まれる役割もあります。

ここでは、法第9条ならびに道条例第7条及び第8条にそれぞれ定める「保護者の責務」や「道民及び事業者の役割」の規定をふまえ、町として家庭や保護者に対して啓発等を進めていくべき内容について整理します。

(1) 家庭（保護者）の責務と役割

家庭は、児童生徒にとっての生活の基本となる場所であり、保護者から様々な教えを受ける、最初の教育の場といえます。

保護者は、児童生徒の教育に関し、法的にも「第一義務的な責任」あるものとされているほか、道条例においてもその責務が定められており、これらをふまえてその役割を果たしていくことが求められます。

① 家庭での教育

家庭においては、児童生徒に基本的生活習慣やマナーを身に付けさせ、「きまりを守ることなど、これから社会の一員となるために必要な規範意識を醸成するとともに、良いこと、悪いことをきちんと判断できるよう、基本的な倫理観を養うよう努めていくことが、いじめを防止するうえで重要です。

また、いじめを起こさないためには、自分自身を大切にし、他人も尊重するという気持ちを養うことが必要です。

このような気持ちを養うためには、まず自分自身を大切にする「自尊感情」を養うことが必要です。

このためには、家庭が児童生徒を信頼してしっかりと受け止め、ほめる時はほめ、叱る時は叱り、児童生徒が「大切にされている」、「きちんと認められている」と感じることで生まれてくる自己肯定感や自己有用感などを育むように努めることが求められます。

② 児童生徒の保護と支え

保護者は、児童生徒に不安や悩みなどがあると感じられた場合には、その理解に努め、関係機関や学校等に相談しながらその解消に努めることが求められます。

また、児童生徒がいじめにあった場合には、児童生徒の心に寄り添い、支えとなるよう努めることとします。

③ いじめ防止等への協力

いじめが起きた場合に保護者は、児童生徒がいじめを行った側であった時は、二度と行うことがないよう厳しく指導し、また、いじめにあった側では児童生徒を守り支えながら、学校等の関係機関と協力して、その解決に努めるものとします。

(2) 地域の役割

児童生徒が住む地域の環境は、そこに住む大人が責任をもって整えていく必要があります。

地域の町民が児童生徒と交流しながら温かく見守り、行政や学校、家庭と連携しながら、児童生徒が健やかに成長できるよう努めていくことが求められます。

① 地域での温かい見守りと活動等の支援

地域全体で子どもたちを育てるという気持ちで地域の大人が児童生徒を見守り、また、学校や家庭と連携しながら、児童生徒が様々な交流、体験活動に参加し、スポーツ、文化活動に取り組めるような環境、組織づくりを進めていくことが望されます。

② いじめ防止等への協力

児童生徒が暴力などのいじめを受けていると思われた時は、学校の相談窓口や児童生徒の保護者、関係する相談機関などに速やかに連絡するなど、地域の大人が児童生徒を見守るという姿勢をもち、行動に努めることが望されます。

5 重大事態への対処

法及び道条例では、児童生徒の命に関わるような重大ないじめについて、調査その他の対処について定めています。

ここでは、重大事態が発生した場合について定めます。

(1) 重大事態の定義について

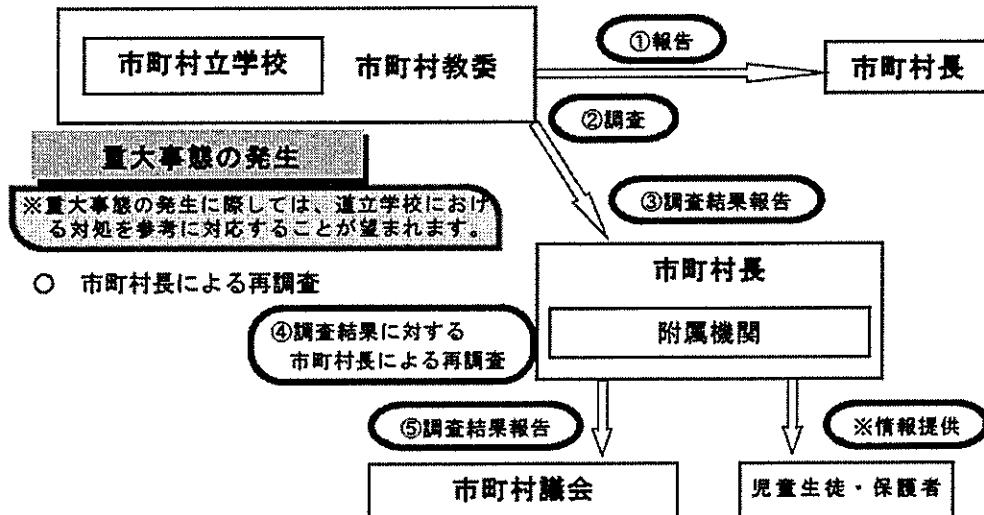
法第28条第1項においては、「児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1号）」または「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第2号）」に該当するようないじめを「重大事態」と定めています。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとします。

(2) 重大事態の報告について

小中学校は、重大事態が発生した場合、法第30条第1項の規定に基づき委、町教育委員会を通じて町長に報告しなければなりません。

○ 重大事態の発生と調査



(3) 重大事態における調査と組織について

法第28条においては、重大事態が起きた場合には、その重大事態に対処し、また同様の事態が起きることを防止するために「事実関係を明確にするための調査」を行うこととしています。

この調査について、学校から報告を受けた町教育委員会が、学校が主体となって調査をするか、町教育委員会が主体となって調査するかを判断します。

学校が主体となって調査することになった場合においても、町教育委員会は学校に対して必要な指導や人的措置を含めた支援を行います。

(4) 調査を行う町教育委員会の附属機関について

重大事態における調査にあたっては、迅速に対応することが必要であることから、法第14条第3項で定める教育委員会の附属機関を、調査を行う組織とすることが望ましいとされています。

のことから、町においてもいじめ等問題対策委員会を、調査を行う組織として位置付け、国のいじめ防止対策基本方針にあるとおり、同委員会については、いじめ事案と直接の利害関係をもたない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう、民生委員児童委員など、各種団体等からの委員の推薦を求めていくよう配慮することとします。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施について

重大事態発生時には、児童生徒や教職員、保護者に対して聞き取りやアンケートなどによる調査を実施することとし、客観的に、また広範かつ詳細に、そして速やかに、次のような内容について実施することとします。

- ・いつ、誰から、どのような事実があったか
- ・いじめが起きた背景、人間関係はどのようなものであったか
- ・学校、教職員はどのように対応したか

この調査においては、たとえ学校や町教育委員会に不都合な内容があっても、その事実と向き合う姿勢を持ち続けることとし、実施にあたっては、いじめを受けた児童生徒を守り、その心情にも十分な配慮をして実施することとします。

また、児童生徒や保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供することとします。

(6) 重大事態の留意事項

下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意してください。

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽症で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。

- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

6 基本方針に関するその他の事項

(1) 基本方針の見直し

国や道は必要があると認められる場合は方針の見直しをすることとしています。

町においてもこの方針の内容について、法や、国や道の基本方針などが改正されるなど、見直しすべき事情が生じた場合には、見直しをしていくこととします。

(2) 町の基本方針の公開、学校の基本方針の公開

町の基本方針及び学校の基本方針については、それぞれのホームページで公開することとします。